

バス優待乗車証等をお渡しします



市では、今年度74歳以上になる高齢者、障害のある人に、下表のいずれかを希望によりお渡しします。

	高齢者	障害のある人
対 象	○今年度74歳以上になる人 [昭和17年4月1日以前に生まれた人]	○身体障害者手帳の第1種か1級をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人
交付するもの (いずれか一つを選んでください)	○おのみちバス優待乗車証(乗車1回につき30円負担してください。有効期間は1年間) ○バス・船舶共通利用券 ○タクシー利用助成券 ○入浴・あんま等助成券 ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人)	○おのみちバス優待乗車証(有効期間は1年間) ○バス共通券 ○船共通券 ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゅう等施術料助成券
交付日時	6月1日(月) から交付 9:00~16:30 ※平成28年3月31日(木)までに受け取ってください。 ※交付開始の6月1日(月)~5日(金)頃までは、例年非常に混み合い、待ち時間が大変長くなる可能性がありますので、ご注意ください。 有効期限が平成28年5月31日(火)までの「きみどり色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人は、そのままご利用いただけます。 ※平成26年度に「きみどり色のおのみちバス優待乗車証」の交付を受けている人で、他の券に交換を希望する場合は、6月1日(月)~30日(火)の間に限り、交換することができます(必ずお持ちの優待乗車証を返納して、交付を受けてください)。	【おのみちバス優待乗車証新規の人】 【その他の各種助成券を希望の人】 6月1日(月) から交付 9:00~16:30
		【おのみちバス優待乗車証更新の人】 有効期限が平成27年5月31日(日)までの「クリーム色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人は、5月15日(金)から更新手続きを行います。
交付場所	高齢者福祉課(市役所1階)、因島総合支所因島福祉課、百島・浦崎・向島・瀬戸田支所、向東連絡所(サンボル尾道内)、御調保健福祉センター ※出張交付も行います。日程は次頁をご覧ください。 ※因島・瀬戸田地域は、出張交付の翌日から支所窓口で交付を行います。出張交付の期間中は、支所窓口では交付できませんので、ご注意ください。	社会福祉課(市役所1階)、因島総合支所因島福祉課、百島・浦崎・向島・瀬戸田支所、向東連絡所(サンボル尾道内)、御調保健福祉センター ※出張交付も行います。日程は次頁をご覧ください。 ※因島・瀬戸田地域の出張交付はありません。
持参物 (代理の人が来るときは必要なものを預かって来てください。)	○健康保険証等本人であることを証明できるもの ○印鑑(スタンプ印無効)	○現在お持ちの優待乗車証 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ○印鑑(スタンプ印無効)

◎有効期限が平成27年5月31日(日)までの「クリーム色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人の更新手続きは5月15日(金)から社会福祉課等で手続きを行ないます。乗車証・手帳・印鑑(スタンプ印は無効)が必要です。

5月15日(金)~29日(金) 9:00~16:30	社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、各支所(百島・浦崎・向島・瀬戸田支所、御調保健福祉センター)、向東連絡所(サンボル尾道内)
----------------------------	---

出張交付日程表

[※下表は、上から 交付地区／交付時間／交付会場 です。]

	6月1日(月)	6月2日(火)	6月3日(水)	6月4日(木)	6月5日(金)
尾道地域		美ノ郷町三成地区 9:30~11:30 いきいきサロン三成	木ノ庄西地区 9:30~11:30 いきいきサロン木ノ庄西	原田町小原地区 9:30~11:30 いきいきサロン小原	西藤町地区 9:30~11:30 福田ふれあい館
		美ノ郷町木頃地区 13:30~16:00 藤井川公民館	木ノ庄東地区 13:30~16:00 木ノ庄東分館	原田町梶山田地区 13:30~16:00 JA尾道市原田出張所	高須町地区 13:30~16:00 JA尾道市尾道東支店
御調地域		御調町菅野地区 9:30~11:30 菅野公民館	御調町河内地区 9:30~11:30 河内公民館	御調町綾目地区 9:30~11:30 綾目公民館	御調町市地区および その他全域 9:30~12:00 13:00~16:30 御調保健福祉センター
		御調町上川辺地区 13:30~15:30 上川辺公民館	御調町今津野地区 13:30~15:30 今津野公民館	御調町大和地区 13:30~15:30 大和公民館	
因島地域(高齢者のみ)	因島土生町地区 9:30~11:30 土生公民館	因島三庄町地区 9:30~11:30 三庄公民館	因島重井町地区 9:30~11:30 重井公民館	因島田熊町地区 9:30~11:30 田熊公民館	【因島・瀬戸田地域の皆さんへ】 基本的には各町の出張交付先で受け取ってください。 受け取れなかった人は、6月5日(金)以降に「因島総合支所因島福祉課」と「瀬戸田支所住民福祉課」で受け取ってください。 出張交付は、高齢者分のみでの交付です。障害をお持ちの人は各支所で交付します。
	因島中庄町地区 13:30~15:30 中庄公民館	因島大浜町地区 13:30~14:30 大浜公民館	因島小田浦地区 13:30~14:30 小田浦集会所	因島原・洲江町地区 13:30~15:30 いきいきサロン東生口	
		因島外浦町地区 13:30~14:30 いきいきサロン外浦	因島西浦地区 13:30~14:30 因島ふれあいセンター	因島椋浦町地区 13:30~14:00 いきいきサロン椋浦	
				因島鏡浦町地区 14:30~15:30 いきいきサロン鏡浦	
瀬戸田地域(高齢者のみ)	瀬戸田町港・福田地区 9:30~11:00 福田たちばな荘	瀬戸田町林地区 9:30~11:00 林公民館	瀬戸田町名荷地区 9:30~11:30 名荷公民館	瀬戸田町瀬戸田・沢地区 9:30~11:00 瀬戸田市民会館	
	瀬戸田町垂水地区 13:30~14:30 垂水垂幸園	瀬戸田町田高根地区 13:30~14:00 田高根なぎさ園	瀬戸田町宮原地区 13:30~14:30 開発総合センター	瀬戸田町中野・鹿田原地区 13:30~15:00 中野集会所	
	瀬戸田町高根地区 15:00~16:00 いきいきサロン高根潮香園	瀬戸田町荻地区 14:30~15:30 荻南風園	瀬戸田町御寺地区 15:00~15:30 御寺母子センター		

◎注意とお願い

- ・交付された券は、本人以外には使用できません。他人に譲渡・使用させるなどの不正があった場合、返還していただくことがあります。
- ・有効期限(平成27年5月31日(日))を過ぎた券は、6月以降使えません。
- ・有効期限を過ぎたものは、新しい券の交付手続きの際にお返しください。
- ・券が使えるのは、指定の業者に限ります。
- ・高齢者かつ障害のある人には、どちらか一方の券しか交付できません。

☎【高齢者】 高齢者福祉課	(☎0848-38-9137)		
☎【障害者】 社会福祉課	(☎0848-38-9125)		
☎【各支所】 因島総合支所因島福祉課	(☎0845-26-6210)	瀬戸田支所住民福祉課	(☎0845-27-2209)
御調保健福祉センター	(☎0848-76-2235)	向島支所しまおこし課	(☎0848-44-0111)



固定資産税・都市計画税 納税通知書を発送しました

平成27年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書を5月8日に発送しました。

家屋の新增築、取り壊し、土地の利用状況(地目・用途等)の変更や、転居、その他異動がありましたら、同封のはがきでお知らせください。

資産税課

(☎0848-38-9162・0848-38-9164)
因島瀬戸田資産税係
(☎0845-26-6228)

おのみち「農」の担い手総合支援事業を今年度も実施します

①地域農業活性化支援事業

農業者活動(地域の課題の明確化およびその解決のための取り組み)、地域戦略組織活動(地域農業をけん引する産地づくりを目的とする取り組み)、栽培技術等構築の取り組みに対し支援します。

②農地集積支援事業

地域の核となる担い手を明確にし、育成を図るために、農地の流動化と集積を行う場合、農地の借り手を支援します。

③農業経営高度化支援事業

認定農業者が農業経営のステップアップを目的として実施する、栽培施設や農業機械の導入、生産基盤の整備などについて支援します。

申請の受付(予算額の範囲内で実施)

第1期	受付中～5月20日(水)
第2期	7月1日(水)～31日(金)
第3期	9月1日(火)～30日(水)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

農林水産課(☎0848-38-9473)

その野焼き、近所迷惑になっていませんか

家庭ごみの野焼きは法律で禁止されていますので、絶対にしないでください。

農業を営む上でやむを得ない場合の草木の野焼き、たき火、とんど等、例

外として認められているものもありますが、野焼きの煙により、洗濯物に臭いがつく、悪臭により気分が悪くなるなどの声が多く寄せられています。

例外として認められている野焼きであっても、近隣の迷惑にならないよう十分な配慮をお願いします。

環境政策課(☎0848-38-9434)

自動車税(県税)・軽自動車税(市税)の納期限は

平成27年度県税の自動車税および市税の軽自動車税の納期限は、6月1日(月)です。納期限内に納税をしてください。

自動車税(県税)について

東部県税事務所課税第二課
(☎084-921-1311)

尾道分室(☎0848-25-2011)

軽自動車税(市税)について

市民税課(☎0848-38-9213)

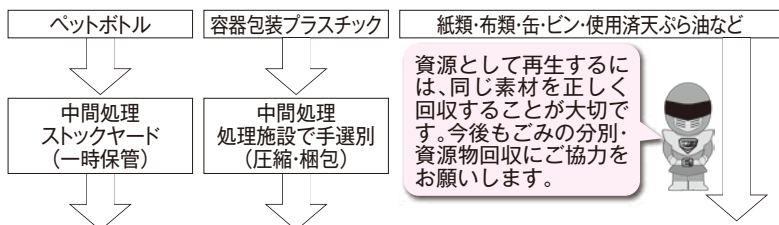
清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

【尾道・御調・向島地区】 清掃事務所 (☎0848-48-2900)
【因島地区(原・洲江含む)】 南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)
【瀬戸田地区】 南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

資源物の処理・再生の流れ ～混ざればごみ・分ければ資源～

市民の皆さんにご協力いただいている資源物回収は、様々な再生品として生まれ変わるとともに、市のごみ処理経費の削減に繋がっています。



資源化・再生業者によって
ペットボトル・食品パック・衣類・プラスチック製品・飲料びん・ガラス原料・トイレトーパー・飼料(使用済たばら油から)などに再生されます。

5月の「休日」のごみ持込受付

23日(土)	御調清掃センター	8:30～11:00
24日(日)	尾道市クリーンセンター	8:30～12:00
	南部清掃事務所	
	瀬戸田名荷埋立処分地	

尾道地域・シティクリーニングの日程

尾道市シティクリーニング連絡協議会と地区公衆衛生推進協議会では、次の日程でシティクリーニングを実施します。住民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

5月17日(日)	栗原・栗原北
5月31日(日)	吉和
6月7日(日)	向東・山波・日比崎・百島
6月14日(日)	久保・筒湯・長江・新高山・木ノ庄東・原田

※御調町・向島町・因島地域・瀬戸田町は従来の方法で実施します。

尾道市公衆衛生推進協議会
(☎0848-24-1177)

※7月より、因島地域の古紙(新聞雑誌・ダンボール・紙パック)とペットボトルの持込場所が、因瀬クリーンセンターから因島リサイクルセンターに変更となります。ご不明な点は、南部清掃事務所または因島リサイクルセンターにお問い合わせください。

因島リサイクルセンター(☎0845-24-4711)

受付時間: 8:30～12:00, 13:00～16:30
因島大浜町1217-1

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
日日時期間 場所 対象 内容 定員 料金 備考
日申込方法 申込先 問い合わせ先 電話 電話 FAX フォックス
電子メール HP ホームページ

マイナンバー制度が始まります

10月から、皆さんの住民票の住所に「マイナンバー」の通知をお届けします。
また、個人番号カードは、申請によって平成28年1月から無料で交付されます。
通知を確実に受け取るため、今の住まいと住民票の住所が異なる人は、住所変更の届出をお願いします。



■個人番号カードとは

- ・マイナンバーの提示が必要な場面で、マイナンバーを証明する書類として利用できます。
- ・本人確認書類として利用でき、マイナンバーの提示と本人確認が1枚で済みます。
- ・平成29年1月から開始されるマイナポータル(自宅のパソコン等から個人番号の利用等の情報を確認できる個人用サイト)へのログインなど、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できます。

■住所変更手続きは

◎他の市区町村に転出・転入する場合

引越前の市区町村 [転出前に]
転出届を提出して転出証明書を受け取る

◎尾道市内で転居する場合

本庁市民課か各支所 [転居した日から14日以内に]
転居届を提出

引越先の市区町村 [転入した日から14日以内に]
転出証明書を添えて転入届を提出

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

届出先 本庁市民課か各支所

必要なもの 届出人の本人確認書類(運転免許証・住基カード・パスポート・保険証など)、委任状(本人か世帯主以外の方が代理で届出する場合)、国民健康保険・介護・後期高齢などの各種保険証

※他市から尾道市への転入届をするときは、他市で発行された「転出証明書」が必要です。

※届出について不明な点は、事前にお問い合わせください。

☎市民課(☎0848-38-9102)

悲惨な交通死亡事故をなくしましょう!

昨年末から今年にかけて、交通死亡事故が多発しています。市では12月から2月にかけて、交通死亡事故多発警報を3カ月連続で発令しました。特に、高齢者が運転中や歩行中に事故に遭い亡くなるケースが多くなっています。悲惨な交通死亡事故をなくすため、交通ルールを守り、安全運転を心がけましょう。

■「春の全国交通安全運動」実施中 5月11日(月)~20日(水)

運動の基本 「子どもと高齢者の交通事故防止」

- 運動の重点**
- ①自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
 - ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ③飲酒運転の根絶

■ハンドルキーパー運動

外出先でお酒を飲むときは、グループ全員の帰りの交通手段の確認と、ハンドルキーパーを決めておきましょう。

広島県交通安全年間スローガン	「思いやり ゆとりは無事故へ つづく道」
広島県交通安全キャッチフレーズ	「なくそう交通死亡事故・アンダー90」

☎総務課(☎0848-38-9216)

生活困窮者自立支援制度が始まりました

働きたくても働けない、仕事が見つからない、生活が苦しい、こんな悩みを抱えている人や相談したくても誰に相談してよいか分からない人。まずは困りごとをお聞かせください。一緒に考え、解決へのお手伝いをします。

受付時間 月~金曜 9:00~12:00、13:00~16:00 ※土・日・祝日、12月29日~1月3日は除きます。

相談場所 ぐらしサポートセンター尾道(総合福祉センター内)※相談を希望する人は、事前連絡をお願いします。

※7月からは第1・3水曜に因島総合支所でも出張相談を始めます(事前予約要)。

相談内容

①あなただけの支援プランを作ります(自立相談支援事業)

どのような支援が必要かをあなたと一緒に考えて具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

②家賃相当額を支給します(住居確保給付金の支給)

離職などで住居を失った人または失うおそれの高い人には、就職に向けた活動をすること等を条件に、一定期間、家賃相当額(上限額あり)を支給します。

③家計の立て直しをアドバイスします(家計相談支援事業)

相談者が自ら家計を管理できるように計画を作成し、状況に応じたアドバイスをします。

☎ぐらしサポートセンター尾道(☎0848-21-0322)